



白岡市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第75条第1項の規定に基づく白岡市事務監査請求書を令和2年6月2日受理したので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第99条において準用する同令第98条第1項の規定により、請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和2年6月2日

白岡市監査委員 鬼久保 勝 臣

白岡市監査委員 藤 井 栄一郎

1 請求代表者

住所	白岡市●●●●●●●●●●●●●●●●	氏名	●●●●●●●●
住所	白岡市●●●●●●●●●●●●●●●●	氏名	●●●●●●●●
住所	白岡市●●●●●●●●●●●●●●●●	氏名	●●●●●●●●
住所	白岡市●●●●●●●●●●●●●●●●	氏名	●●●●●●●●
住所	白岡市●●●●●●●●●●●●●●●●	氏名	●●●●●●●●
住所	白岡市●●●●●●●●●●●●●●●●	氏名	●●●●●●●●

2 請求の要旨

地区計画とは住民の合意に基づき、それぞれの地区の特性にふさわしい街づくりを目的とし策定されるものである。白岡ニュータウンという閑静な住宅街に葬祭場は相応しくない建物である事から、建築物の用途制限にこの度、葬祭場が追加されることになる。しかし、令和2年1月18日に開催された説明会の資料では、「今回の変更は、現在、地区内で計画されている葬祭場の建設を規制するものではありません」の一文が



明記されている。葬祭場を規制するにも関わらず、今回の葬祭場だけを認めるということは、地区計画策定の目的と合致していない。また相談票段階の建物に対し、当初から除外するといった行為は不当であり、一事業者に利益を独占させる行為である。

尚且つ、地区計画の変更は都市計画法をはじめとする関係法律の規定に基づき、法定の手順に従って粛々と可及的速やかに進めるべき性質の手続であるが、住民に対し虚偽の説明をし故意に地区計画の変更を遅らせようとしている。これは、事業主からの損害賠償請求を避けるためであり、貴市の都市整備部長は（以下、「●●氏」という。）は3月4日の報告会において「あえて遅らせる」と2度断言している。また、3月25日、4月3日街づくり課との面談においても、案の公告・縦覧からは進行を止める発言が確認されている。

令和2年1月6日●●氏と市議会議員2名との面談において、「この件は随時市長に報告をしており、私が話す事は市長が話す事と同様である」旨の発言があった。これにより、この件に関わる全ての業務執行は市長の意向で進められているということになる。そこで、市長がこれまで行ってきた一連の手続きや説明の齟齬、そしてその行為は特定の業者の利益のみを重視し、白岡市地域住民の利益を蔑ろにする行為であることを公平な立場から監査願いたい。